

心ゆたかに

第 132 号

発行日平成 29 年 1 月 1 日

発行株式会社天峰建設 袋井市横井 115-3
TEL0538-43-6773 FAX0538-43-7250
ホームページ 天峰建設で検索を
E メール tenpou@mail.wbs.ne.jp

盛大に落成慶讃法会（光福寺様）

一〇月二二日に光福寺様（浜松市中区南浅田・真宗高田派）では「本堂・山門 落成慶讃法会」が盛大に行われました。当日は台風の接近によりあいにくの雨模様でしたが、ずっと降り続けることはなく多くの檀信徒の方がお祝いに訪れていました。

午前十一時からは稚児行列が行われ、稚児の衣装に身を包んだ約八〇名の子供たちが、両親に付き添われ書院から本堂をぐるりと周り、仏様にこれから成長とご守護を祈願し焼香して無事に終了しました。「稚児行列に三回参加するとの子は将来幸せになる」という言い伝えもありますが、一度でも貴重な体験ができ参加した子供たちもきっといい思い出になつたことでしょう。

その後昼食時間中には、旧本堂の解体から完成までを定点カメラで撮影した映像を、ご住職自らがタイムラプス映像に編集された工

事映像を流し、檀信徒の方々は出来上がっていく本堂を興味深く見入っていました。そして新しく広い本堂に感激されていました。

繋げていけるようなきっかけを与えていただき、心のあり方を考えさせられました。そしてこの新しい本堂が檀信徒の皆さんと共に年月を重ねていくことを切に願いました。

光福寺様とは平成二二一年の鐘楼新築工事以来のお付き合いになります。今回の本堂・山門新築工事には丸三年の月日がかかり、弊社にとつても大きな工事をさせていただきました。光福寺のご住職、建設委員の方々そして檀信徒の皆様には、このように大きな工事をまかせていただきにお礼と感謝を申し上げると共に、今後ともいいお付き合いができるよう アフターサービスに心がけます。



午後一時三十分に優雅な雅楽の音色が響き、落成慶讃法会が始まりました。



真宗高田派本山専修寺の宗務総長を始めとする、三十人ほどの僧侶による厳かで重厚な法要が行われ、時間が過ぎるのが忘れるほど引き込まれてしまいました。

お説教では改めて自分を振り返り、次に

鐘樓堂保存修理工事



素屋根をかけ屋根瓦を降ろし、これから解体工事に入ります。

まだまだ残暑の厳しい九月の初旬、浜松市天竜区の瑞雲院様（曹洞宗・福島正順住職）では鐘樓堂の保存修理工事の着工式が行われました。この鐘樓堂は浜松市の指定有形文化財で、昔の技術や歴史の詰まった建物です。当日は浜松市の文化財担当の方々と工事管理を行う静岡県伝統建築技術協会の方も参列し、ご住職の法要で式典を行われました。弊社の文化財修理工事のノウハウを發揮し、平成三一年三月の完成を目指します。

磐田市千手堂の千手寺様（臨済宗妙心寺派）は本堂の老朽化が激しく、本堂の建て替えの計画が以前から出ていました。この度檀家さんの念願がかない、弊社で工事を請け負わせていただく事になり、一〇月三日に総代さん建設委員そして檀家さんが出席して地鎮式と起工式を行いました。

現在は地盤改良工事も終わり、基礎工事を進めています。十一月の二五日には上棟式を予定しており、大工の墨付け、刻みが順調に進んでいます。

念願かない本堂の地鎮式



地鎮式終了後は地盤改良工事を行い、基礎工事になります。

前日より降った雨がやみ青空が広がった十月七日に、浜松市西区の保泉寺様（臨済宗・妙心寺派）で護摩堂の地鎮式と起工式がありました。ご住職と副住職による法要を執り行い、全員で工事の安全を祈願しつづいて起工式では総代さんが鎌入れを、今回初めて棟梁を務める弊社の大工・武田が鍬入れを担当して無事に終了いたしました。

今後の予定は上棟式を来年の一月に行い、今の工程は現寸描きがおわり墨付けに入っています。



棟梁を務める武田大将は初めての棟梁で気合が入っています。

護摩堂の地鎮式

「宗教法制研究会」

日本テンプルヴァン(株)井上拓郎

「一〇〇回記念シンポジウム」

宗教法制研究会（以下、宗法研）とは、

愛知学院大学名誉教授の善家幸敏先生が代表世話を務め、大学人、弁護士、公認会計士、僧侶、宗教法人関係者らを会員として、寺院を取り巻く様々な法律問題について研究する会です。（昭和五五年四月発足）

宗法研では、寺院での起こり得る法律問題について研究をしており、その内容を書物にまとめております。今回は「事例式寺院・墓地トラブル解決の手引」（新日本法規出版）の出版記念と併せて、宗法研一〇〇回記念として、シンポジュウムが行なわれました。シンポジウムでは、鈴鹿大学副学長の川又敏則先生から「寺院消滅時代を迎えて不活動法人の現状と対策」の基調講演と、臨済宗妙心寺派、宗門活性化推進局顧問の久司宗浩先生と、日蓮宗、過疎地域寺院活性化検討委員会委員の馬場竜彦先生の講演がありました。（講演内容につきましては、次に紹介致します。）

今回のシンポジウムには、弁護士、各宗派の不活動法人や、過疎化問題に対応する担当部署の方々や、宗教関係者などが百

名ほど参加されました。過疎化による無住寺院や、兼務寺院の増加、また不活動宗教法人の増加、またその対策についての講演でしたたが、出席者の数からしても、関心の高い講演内容であったと思います。

昨今では、民間業者が葬儀や法事のお布施を定額化し、登録僧侶を派遣するとい

う様に、商売として業界参入し、ついには戒名の定額化を新しいビジネスモデルとして始めた業者もあり、宗教界もより一層厳しい対応を迫られている現状ですが、そんな現代の寺院運営に明るい将来が見いだせるシンポジウムであつたと思ひます。

「基調講演」

「人口減少社会と寺院」の著書でも知られる、川又敏則先生の講演では、各宗派の宗勢調査報告書を基に、現状の報告がありました。収入が三百万円未満のご寺院は、浄土真宗本願寺派では四四・九%、曹洞宗では、四一・九%ほどあり、反対に収入六百万円以上（浄土真宗本願寺派）は、三六・四%、収入八百万円超（曹洞宗）

は、二四・九%となつており、寺院格差も顕著化してきており、低収入寺院では、将来の護持への消極的見解があり、個別の課題がある。また僧侶数が減少してきており、兼務寺院も全体で二〇三割あることから、低収入寺院の世襲は難しいと考え、不

活動法人や兼務寺院の割合が増えていると考えられる。継承が親子でなくとも、やりたい僧侶に継承はどうかとの事。また過疎地域では、檀信徒だけに限らず、寺院を支える人たちとの繋がりを大事にしては。との事でした。

妙心寺派の久司宗浩先生の講演では、具体的な不活動法人の実例を挙げ、所轄庁の不活動法人認定の基準の一つとして、提出書類（宗教法人備付書類の提出）の重要性の話がありました。また不活動法人が不正行為の温床とならぬよう、任意解散をした場合において、残余財産の帰属先を寺院規則などにより明確にする必要があるとの事。

日蓮宗の馬場竜彦先生の講演では、過疎地の寺院として、長崎管区と島根管区で試験的に行なわれている支援員制度についての報告がありました。様々な取り組みを行なうには寺院だけではなく、宗派、檀家や信者、地域を巻き込んだ「あきらめない」地道な布教活動が必要であると報告されました。

個別の成功事例を聞いても、あの寺院だから出来たとか、何かしら恵まれていてから出来たと悲観するのではなく、個々の寺院によって環境は異なつても、出来る事をあきらめずに行なうことが、生き残つていいく為の近道なのだと思います。

知って得する 東海道五十三次の話

先日ラジオでとろろ汁が有名な静岡市丸子の丁字屋で、クラウドファンディング（不特定多数の人がインター ネットで人や組織に財源の提供や協力をな どを行うこと。）で茅葺き屋根の葺き替え費用を集めたことを聞き、まだ行つたことがなかつたので早速 行つておいしいところ汁をいただきできました。行つてみると歌川広重の東海道五三次の浮世絵に描かれているような茅葺きのお店がありました。行つた日は雨模様にもかかわらず、お客さんは切れ間なく訪れていました。

ということで今回は東海道五三次について調べてみました。東海道五三次は関ヶ原の戦いで徳川家康が勝つた翌年の慶長六年に古代・中世を通じて東西交通の幹線道路だった東海道に「宿駅伝馬制度」を敷き、幕府が「御伝馬之定」を交付したことで誕生しました。東の起点は江戸の日本橋、西の起点は京都の三条大橋になります。この定めは公用の書状や荷物を宿場ごとに交替してリレーのように運ぶものです。そし

て江戸と京都間の宿場は発展し東海道沿いの旅籠は三千軒にもなつたと記録されており、中でも七里の渡しがあつた宮宿（熱田宿・名古屋市）には二四七件もの旅籠があり日本一大きな宿場町でした。じつは東海道は五三次ではなく、大阪までの五七次だったと史料に記されています。しかし人々は西の起點の三条大橋から先に行こうとせず、五七次は忘れられたようです。

に入るには五条大橋の方が便利です。五条大橋も豊臣秀吉によつて三条大橋と同時期に整備されており清水寺の参拝道として人々に親しまれていました。現在も国道一号線は五条大橋を通つて大阪に至っています。三条大橋に来れば、嫌でも残忍な処刑を思い出す人もいるでしようから、家康が秀吉の悪いイメージを刷り込むための作戦ではないかという人もいます。

静岡県内にも東の三島宿から西の白須賀宿まで二二の宿場があり、所々に宇津ノ谷峠など昔の面影が残る東海道があり、昔の人の苦労を思いながら歩くのもいいですね。



西の起点の三条大橋には弥次さん喜多さんの像があります。